

子どもの居場所部会報告書の概要（案）

※ 1 ページ目に鑑文。以下は 2 ページ目以降の本文部分

1 子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、子どもが「居たい」、「居られる」、「また行きたい」と感じる場所です。あえて作る場所のみではなく、本来は子どもが居る場所はどこでも子どもの居場所です。

すべての居場所が、常時、あらゆる年代の子どもを受け入れ可能にする必要はなく、どこにも行き場のない子がいないように、だれでもどこかへ行けるように様々な居場所が必要です。そして、その場所が遠すぎないことも必要です。

子どもが行くのに、お金がかかる場所ばかりでは困ります。お金を払わなくても、のんびり過ごし、楽しく遊べ、御飯が食べられる、そういう居場所も必要です。

予約や登録が必要な場所や催しばかりではなく、今日行ける場所が市内のどこかしらかにあり、その情報を子ども自身がキャッチでき、選ぶことができる必要があります。

2 ○○○○○（例えば、目指すべき姿、配慮すべきこと）

(1) どんな子にも居場所のあること

子どもは様々です。どの子にも、どこかに居心地がよい場所があることが必要です。例えば、学校の居心地が悪い子は、その他に居心地のよい場所が見つけられるように多様な居場所が必要です。

(2) 安全安心であること

ア 子どもが安全に過ごす場所があることが保護者の安心です。ただし、子どもの年代等により必要な安全の内容は変わります。大人がずっと一緒にいなくても、目の端でそっと見守る、子どもが助けを求めれば対応してくれる人がいる、そういう子どもが安心できる居場所が必要です。

イ 子どもが暮らすまちは、生活圈自体が安全であることも必要です。行き帰りの経路も安全であるべきです。

(3) 子どもの意見を大切にすること

ア 子どもが関わることには子どもも意見が言えること、大人は子どもの意見に耳を傾けることが大切です。

イ 子どもは、自分の意見をきちんと言える子ばかりではありません。子どもが聞いてほしいことを気軽に話し、相談できることが大切です。子どもの言葉に積極的に耳を傾ける大人が、街の中にたくさん増える必要があります。

(4) 持続可能で実現可能であること

子どもの居場所は、時代や社会情勢によって、求められることが変わります。変わるニーズに応えながら、変わらないニーズを満たし続けることができるように、当事者の関わりを大切にしながら、様々な支援が必要です。

【参考】

3 施策提言

- (1) 子どもの居場所の広報
子どもと保護者が気軽に居場所を探すことができる。
評判を聞いたり、どんな居場所か知ることができる。
- (2) 子どもの居場所に関する中間支援
子どもの居場所に係わっている人、これからやりたい人、支援したい人が情報交換し、つながりあうことができる。
- (3) 子どもの居場所作りや運営に対する支援
市の補助金制度の検討、その他の補助制度の情報提供。空き家の利活用等の場所の確保の支援

4 その他

⇒ 今後審議すべき課題等何かあれば記載